

車検切れバス車両の運行について（お詫びとご報告）

平成 29 年 3 月 24 日（金）に自動車検査証（車検）の有効期間が切れたバス車両 1 両を運行させていたことが判明しました。お客さまはじめ関係者の皆さまには、大変ご迷惑とご心配をおかけしましたことを深く反省するとともに再発防止に努めてまいります。

なお、本件は、道路運送車両法第 58 条第 1 項の規定に反する行為であるため、監督官庁及び関係先に報告しております。

1. 該当車両

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 所属営業所 | 本社営業所 |
| (2) 車種 | 一般路線バス（乗合） |
| (3) 車検満了日 | 平成 29 年 3 月 3 日（金） |

2. 失効した車両に関する運行

- | | |
|----------|---|
| (1) 日数 | 平成 29 年 3 月 4 日（土）から 3 月 24 日（金）までのうち、12 日間 |
| (2) 走行距離 | 累計 1,522 km |

3. 状況

平成 29 年 3 月 24 日（金）、本社営業所における車庫に係留中であった当該車両に整備員が整備作業にあたる際、書類簿を確認したところ車検切れが判明しました。

4. 再発防止策

車両に関わる管理（車検計画表による車検期間の整備と確認など）方法の見直しとその徹底を図ります。

以上